

燃料事業所からのお知らせ

給湯器の点検にご注意ください
—70歳以上の高齢者を中心にトラブル急増！—

独立行政法人
国民生活センター
2024年2月

給湯器の無料点検です！

無料ならお願いしようかしら

このままでは壊れるので今交換した方がいいですよ

今なら割引します

焦って契約したけどよく考えたら高額だわ…本当に交換が必要だったのかしら

【トラブル回避のポイント！】

- 電話や訪問で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させない
- 点検を断りたいときはドアを開けずインターホン越しに断る
- その場では契約せず、十分に比較・検討する
- 不安や迷いがあれば、すぐに消費生活センター等に相談



千葉県
chiba prefecture

[ホーム](#) > [くらし・福祉・健康](#) > [くらし](#) > [消費生活](#) > [消費生活に関する相談](#) > [消費者センター](#) > [消費者センターへの相談事例](#) > [給湯器の点検にご注意ください！（点検商法）](#)

更新日：令和6(2024)年5月7日

ページ番号：664808

給湯器の点検にご注意ください！（点検商法）

相談者から

高齢の両親宅に「無料で給湯器を点検する」と業者が来訪し、「交換の時期が来ているので新しいものに交換した方が良い」と勧められたため26万円ほどで設置工事の契約を締結したが、不要な工事なので解約したい。

消費者センターから

「無料」と言われると点検を頼みたくなるものですが、点検をさせると不安をあおられたり、契約をせかされたりなど、業者の勧誘トークに乗せられてしまいます。電話や訪問で点検を持ちかけてきた業者には、安易に点検を依頼しないようにしましょう。

特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。本来望んでいない契約をしてしまったなどの場合には、速やかにクーリング・オフを書面または電磁的方法（メールなど）により通知しましょう。

給湯器の点検を依頼したい場合には、契約先のガス・電力会社や給湯器のメーカー、販売会社に自分で連絡をしましょう。

おかしいな、あるいは不審に思ったなら、[千葉県消費者センター](#)又はお住まいの地域の[消費生活相談窓口](#)にご相談ください。

千葉県庁

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043-223-2110（代表）

法人番号：4000020120006

ご不明・ご不安な点がございましたら
JA成田市燃料事業所までご相談ください。
☎043(496)2036